

富山県警察の組織に関する規則

富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号。以下条例という。）の規定に基づき、富山県警察の組織に関する規則を次のように定める。

昭和58年 3月12日

富山県公安委員会規則第3号

富山県警察の組織に関する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和36年富山県公安委員会規則第9号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）及び富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号。以下「条例」という。）の規定に基づき、富山県警察の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 警察本部

第1節 部の分課

（課、室、隊、所及びセンター）

第2条 富山県警察本部（以下「県本部」という。）の各部に置く課、室、隊、所及びセンターは、次の表のとおりとする。

部	課	室	隊	所	センター
警務部	総務課 監察官室	警察相談課 留置管理課	会計課	情報管理課	警務課 教養課 厚生課
生活安全部	生活安全企画課	人身安全・少年課	サイバー犯罪対策課		
地域部	地域企画課	通信指令課	山岳安全課		
刑事部	刑事企画課 鑑識課	捜査第一課 科学捜査研究所	捜査第二課	組織犯罪対策課	国際捜査課
交通部	交通企画課 隊	交通指導課	交通規制課	運転免許センター	交通機動
警備部	公安課	警備課	機動隊		

（分掌事務）

第3条 県本部の課、室、隊、所及びセンターの分掌事務は、次の表のとおりとする。

課・室・隊・所・センター	分掌事務
総務課	(1) 機密に関すること。 (2) 富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）委員長及び富山県警察本部長（以下「本部長」という。）の官印並びに公安委員会及び富山県警察の庁印の管守に関すること。 (3) 公安委員会の庶務に関すること。 (4) 県議会との連絡に関すること。 (5) 広報に関すること。 (6) 警察署協議会に関すること。 (7) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

警察相談課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察相談に関する事。 (2) 広聴に関する事。 (3) 苦情に関する事。 (4) 外部通報に関する事。 (5) 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関する事。 (6) 犯罪被害者等給付金に関する事。 (7) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。 (8) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。 (9) 情報の公開に関する事。 (10) 個人情報保護に関する事。 (11) 文書管理の企画及び指導に関する事。 (12) 文書の発送及び接受に関する事。 (13) 文書の保存に関する事。
会計課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予算、決算及び会計に関する事。 (2) 財産及び物品の管理及び処分に関する事。 (3) 庁舎その他施設の営繕に関する事。 (4) 会計の監査に関する事。 (5) 遺失物法（平成18年法律第73号）の規定による遺失物の取扱いに関する事。 (6) 交通反則金徴収事務に関する事。
情報管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電子計算組織の管理運営及び利用の推進に関する事。 (2) 電子計算組織による照会に関する事。 (3) 電子計算組織の適用業務の開発に関する事。 (4) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事。
警務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察運営に関する調査、企画及び調整に関する事。 (2) 警察の組織に関する事。 (3) 警察職員の人事、定員及び任用に関する事。 (4) 警察職員の服務及び勤務制度に関する事。 (5) 警察職員の給与、退職手当、公務災害補償等に関する事。 (6) 事務能率の増進に関する事。 (7) 重要公文書に係る起案文書の審査に関する事。 (8) 警察施設の整備に関する事。 (9) 警察装備及び警察職員の服制に関する事。 (10) 所管行政に係る国際協力の推進に関する事。 (11) 知事部局との連絡に関する事。 (12) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。 (13) 前各号に掲げるもののほか、県本部内の他の所掌に属しないこと。
教養課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察職員の教養一般に関する事。 (2) 通訳人の育成及び警察職員の語学教養に関する事。 (3) 警察職員の術科技能検定及び体力検定に関する事。 (4) 警察教養施設の整備及び運用に関する事。 (5) 警察機関誌に関する事。

	(6) 富山県警察の沿革資料に関すること。
厚生課	(1) 警察職員の福利厚生に関すること。 (2) 警察職員の健康管理に関すること。 (3) 警察職員の生活相談に関すること。 (4) 警察職員のレクリエーションに関すること。 (5) 警察職員の恩給に関すること。 (6) 警察共済組合、警察職員生活協同組合及び警察職員互助会に関すること。
監察官室	(1) 表彰に関すること。 (2) 懲戒に関すること。 (3) 内部通報に関すること。 (4) 監察に関すること。 (5) 訟務に関すること。 (6) 行政不服申立てに関すること。
留置管理課	(1) 留置施設の管理及び運営に関すること。 (2) 被留置者の処遇に関すること。
生活安全企画課	(1) 生活安全警察の運営に関する調査及び企画に関すること。 (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。 (3) 地域安全活動に関すること。 (4) 犯罪の予防及び一般防犯活動に関すること。 (5) 行方不明者、酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。 (6) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）の運用に関すること。 (7) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）の運用に関すること。 (8) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の運用に関すること。 (9) 質屋営業及び古物営業の許可等に関すること。 (10) 警備業の認定等に関すること。 (11) 探偵業の届出等に関すること。 (12) 銃砲等刀剣類の許可等に関すること。 (13) 火薬類の許可等に関すること。 (14) 高圧ガス、放射性同位元素等危険物の指導等に関すること。 (15) 風俗営業の許可等に関すること。 (16) インターネット異性紹介事業の届出等に関すること。 (17) 銃砲等刀剣類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 (18) 火薬類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。 (19) 高圧ガス、放射性同位元素等危険物の取締りに関すること。 (20) 風俗関係事犯の取締りに関すること。 (21) 雇用関係事犯の取締りに関すること。 (22) 公害関係事犯その他の環境関係事犯（交通公害事犯を除く。）の取締りに関すること。 (23) 薬事、医事その他保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織

	<p>犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(24) 生活経済関係事犯の取締りに関すること。</p> <p>(25) 質屋営業及び古物営業の取締りに関すること。</p> <p>(26) 警備業の取締りに関すること。</p> <p>(27) 探偵業の取締りに関すること。</p> <p>(28) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
人身安全・少年課	<p>(1) 少年の補導及び少年非行の防止に関すること。</p> <p>(2) 少年犯罪の捜査に関すること。</p> <p>(3) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。</p> <p>(4) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>(5) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</p> <p>(6) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待に関すること。</p> <p>(7) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関すること。</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関すること。</p> <p>(9) 富山県迷惑行為等防止条例（昭和38年富山県条例第17号）の運用に関すること。</p> <p>(10) 行方不明者発見活動に関すること。</p> <p>(11) 声かけ、つきまとい等の前兆事案の先制・予防的活動に関すること。</p>
サイバー犯罪対策課	<p>(1) サイバーセキュリティに関すること。</p> <p>(2) サイバー犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3) サイバー犯罪の捜査支援に関すること。</p> <p>(4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の運用に関すること。</p>
地域企画課	<p>(1) 地域警察の運営に関する調査及び企画に関すること。</p> <p>(2) 地域警察活動における指導・教養に関すること。</p> <p>(3) 水上警察に関すること。</p> <p>(4) 鉄道警察に関すること。</p> <p>(5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。</p> <p>(6) 列車その他交通機関への警乗に関すること。</p> <p>(7) 雑踏警備に関すること。</p> <p>(8) 水難、自然災害その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること（山岳安全課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
通信指令課	<p>(1) 警察通信の運用に関すること。</p> <p>(2) 警察通信指令の運用に関すること。</p> <p>(3) 緊急配備その他初動措置に関すること。</p>
山岳安全課	<p>(1) 山岳遭難における人命の救助、その防止等山岳警備に関すること。</p>

刑事企画課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 刑事警察の運営に関する調査、企画及び指導に関すること。 (2) 犯罪の捜査一般に関すること。 (3) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。 (4) 犯罪統計に関すること。 (5) 捜査共助に関すること。 (6) 捜査支援に関すること。 (7) 犯罪インフラ対策に関すること。 (8) 刑事事件の指導及び公判対応に関すること。 (9) 通信傍受に関すること。 (10) 通訳人の運用に関すること。 (11) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び所の所掌に属しないこと。
捜査第一課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。 (2) 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。 (3) 窃盗犯の捜査に関すること。 (4) 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。 (5) 過失犯の捜査に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。 (7) 手口捜査に関すること。 (8) 移動警察に関すること。 (9) 検視、死体観察及び死体取扱いに関すること。
捜査第二課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 知能犯罪の捜査に関すること。 (2) 告訴・告発に関すること。 (3) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。
組織犯罪対策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 組織犯罪に関する企画及び情報の収集・分析に関すること。 (2) 犯罪による収益の移転防止に関すること。 (3) 暴力団排除活動、暴力団対策法による行政命令・保護対策、指定、資料管理等に関すること。 (4) 暴力団排除条例の運用に関すること。 (5) 暴力団対策、薬物銃器対策の企画指導及び教養に関すること。 (6) 暴力犯捜査、薬物銃器捜査に関すること。 (7) 広域知能犯罪の捜査に関すること。
国際捜査課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国際犯罪捜査の企画指導及び情報の収集・分析に関すること。 (2) 国際犯罪捜査に関すること。 (3) 国際捜査共助に関すること。 (4) 伏木富山港周辺地区の治安対策に関すること。
鑑識課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 犯罪鑑識活動に関すること。 (2) 鑑識資料の収集、照会及び保管に関すること。 (3) 警察職員の鑑識技能検定に関すること。 (4) 海外渡航者等の犯罪経歴の証明に関すること。 (5) 犯罪鑑識施設の整備及び運用に関すること。
科学捜査研究所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 犯罪捜査に関連する鑑定及び検査に関すること。 (2) 鑑定及び検査の方法及び技術についての研究に関すること。

	(3) 科学的な検査及び実験に関すること。
交通企画課	(1) 交通警察の運営に関する調査及び企画に関すること。 (2) 交通事故防止対策一般に関すること。 (3) 交通安全運動に関すること。 (4) 交通安全教育に関すること。 (5) 安全運転管理者等に関すること。 (6) 交通事故の分析及び統計に関すること。 (7) 緊急自動車等の指定に関すること。 (8) 自動車運転代行業の認定及び行政処分に関すること。 (9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び隊の所掌に属しないこと。
交通指導課	(1) 交通の指導取締りに関すること。 (2) 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。 (3) 交通反則行為の処理に関すること。 (4) 自動車の使用制限に関すること。 (5) 放置違反金等の事務に関すること。
交通規制課	(1) 交通規制及び交通管制に関すること。 (2) 信号機、道路標識、道路標示その他交通安全施設に関すること。 (3) 道路使用等の許可に関すること。 (4) 自動車の保管場所に関すること。 (5) 道路交通情報に関すること。
運転免許センター	(1) 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許試験及び運転免許に関すること。 (2) 自動車等の運転免許の行政処分に関すること。 (3) 自動車等の運転者の講習に関すること。 (4) 自動車等の運転者の運転適性検査等に関すること。 (5) 指定自動車教習所に関すること。
交通機動隊	(1) 主要幹線道路等における交通の指導取締りに関すること。 (2) 犯罪捜査の初動処置、緊急配備その他必要な警察活動の実施に関すること。
高速道路 交通警察隊	(1) 高速自動車国道及び自動車専用道路能越自動車道（以下「高速道路」という。）における交通事故防止対策に関すること。 (2) 高速道路における交通の指導取締りに関すること。 (3) 高速道路における交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。 (4) 高速道路における犯罪捜査の初動処置、緊急配備その他必要な警察活動の実施に関すること。
公安課	(1) 警備警察の運営に関する調査及び企画に関すること。 (2) 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること。 (3) 警備実施に伴う犯罪の取締りに関すること。 (4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること。 ア 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪 イ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪 ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の

	<p>地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪</p> <p>エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪</p> <p>オ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪</p> <p>カ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの</p> <p>(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。</p> <p>(6) サイバー攻撃対策に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び隊の所掌に属しないこと。</p>
警 備 課	<p>(1) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。</p> <p>(2) 災害警備及び治安警備に関すること。</p> <p>(3) 警衛に関すること。</p> <p>(4) 警護に関すること。</p> <p>(5) 警備部隊の教養訓練及び運用に関すること。</p> <p>(6) 多衆運動に関する条例（昭和24年富山県条例第24号）の規定による事務の取扱いに関すること。</p> <p>(7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務で警察の所掌に属するもののうち、核燃料物質の防護に係るものに関すること。</p> <p>(8) 放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務で警察の所掌に属するもののうち、特定放射性同位元素の防護に係るものに関すること。</p> <p>(9) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第21項に規定する特定病原体等をいう。以下同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。</p> <p>(10) 警察用航空機の運用に関すること。</p>
機 動 隊	<p>(1) 警備実施等部隊活動の実施に関すること。</p> <p>(2) 警備部隊訓練の指導に関すること。</p> <p>(3) 各種の指導取締り、警戒、警備等警察職務の執行に関すること。</p> <p>(4) 事件事故等の事案の初動的な措置に関すること。</p>

(位置)

第4条 県本部の所在地のほかに置く課、隊及びセンターの位置は、次の表のとおりとする。

課・隊・センター	位	置
----------	---	---

留置管理課	富山市婦中町宮ヶ島
運転免許センター	富山市高島
交通機動隊	富山市下飯野
高速道路交通警察隊	富山市黒崎
機動隊	富山市高島

第2節 職

(部長)

第5条 県本部の部に部長を置き、警察官をもつて充てる。

2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(首席参事官、参事官及び参事)

第6条 県本部の部に首席参事官、参事官及び参事（以下「首席参事官等」という。）を置くことができる。

2 首席参事官及び参事官は警察官をもつて、参事は警察一般職員（条例第6条第1項に規定する「警察官以外の職員」をいう。）をもつて充てる。

3 首席参事官は、所属の部長の命を受け、部の事務のうち特に重要な事務を掌理する。

4 参事官及び参事は、所属の部長の命を受け、部の事務のうち重要な事務を掌理する。

(課長、室長、隊長、所長及びセンター長)

第7条 県本部の課に課長を、室に室長を、隊に隊長を、所に所長を、センターにセンター長を置く。

2 課長、室長、隊長、所長及びセンター長は、所属の部長又は首席参事官等の命を受け、課、室、隊、所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(首席監察官及び監察官)

第8条 県本部警務部に首席監察官及び監察官を置くことができる。

2 首席監察官は警視正を、監察官は警視をもつて充てる。

3 首席監察官は、警務部長の命を受け、監察に関する事務のうち特に重要な事務を掌理する。

4 監察官は、警務部長又は首席監察官の命を受け、監察に関する事務のうち、特定の事務を掌理する。

(危機管理対策官)

第8条の2 県本部警備部に危機管理対策官を置くことができる。

2 危機管理対策官は、警視をもつて充てる。

3 危機管理対策官は警備部長の命を受け、警備部の所掌事務のうち、特定の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(管理官)

第9条 県本部の部に管理官を置くことができる。

2 管理官は、所属の部長又は首席参事官等の命を受け、部の事務のうち特定の事務を掌理する。

3 警務部に置く管理官のうち、術科の指導に当たる管理官を首席師範とする。

4 刑事部に置く管理官のうち、科学捜査研究所に関する事務を担当する管理官を首席研究官とする。

第3章 警察学校

(位置)

第10条 富山県警察学校（以下「学校」という。）は、富山市向新庄町に置く。

(分掌事務)

第11条 学校においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 初任教養及び初任補修教養に関すること。
- (2) 現任教養に関すること。
- (3) 専科教養に関すること。
- (4) 学校施設の維持管理に関すること。

(校長)

第12条 学校に校長を置き、警察官をもつて充てる。

2 校長は、本部長の命を受け、校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(副校長及び管理官)

第13条 学校に副校長及び管理官を置くことができる。

- 2 副校長は、校長の命を受け、校務を掌理し、所属職員の指揮監督及び学生の教育訓練に当たる。
- 3 管理官は、校長の命を受け、学校の分掌事務のうち特定の事務を掌理する。

第4章 警察署

第1節 警察署の分課、交番等

(課)

第14条 警察署に置く課は、次の表のとおりとする。

警 察 署	課
富山中央警察署 高岡警察署	警務課 留置管理課 会計課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課
富山南警察署 富山西警察署 射水警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域課 刑事課 交通課 警備課
入善警察署 黒部警察署 魚津警察署 滑川警察署 上市警察署 氷見警察署 砺波警察署 南砺警察署 小矢部警察署	警務課 会計課 刑事生活安全課 地域交通課 警備課

(警察署に係る管轄区域)

第15条 条例別表で公安委員会が定める富山市小泉町の管轄区域は次のとおりとする。

- (1) 富山中央警察署の管轄区域は、通称小泉町中部、同東部、同南部及び同北部のうち、通称小泉町中部及び同北部とする。
- (2) 富山南警察署の管轄区域は、通称小泉町東部及び同南部とする。

(交番及び駐在所等)

第16条 警察署に置く交番、駐在所又は直轄地域の名称、位置及び所管区は、別表第1に掲げるとおりとする。

(警備派出所)

第17条 警察署に置く警備派出所の名称、位置及び警備区は、別表第2に掲げるとおりとする。

(検問所)

第18条 警察署に置く検問所の名称及び位置は、次のとおりとする。

警察署	名称	位置
入善警察署	朝日警察検問所	下新川郡朝日町宮崎
富山南警察署	細入警察検問所	富山市庵谷
小矢部警察署	小矢部警察検問所	小矢部市安楽寺

第2節 職

(署長)

第19条 署長は、警察官をもつて充てる。

(副署長及び管理官)

第20条 警察署に副署長及び管理官を置くことができる。

- 2 副署長は、警視をもつて充てる。
- 3 副署長は、署長の命を受け、警察署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 管理官は、署長の命を受け、警察署の事務のうち特定の事務を掌理する。

第5章 補則

(委任)

第21条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和58年3月12日から施行する。
(派出所又は駐在所の名称、位置、所管区等に関する規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 派出所又は駐在所の名称、位置、所管区等に関する規則（昭和55年富山県公安委員会規則第6号）
 - (2) 富山県警察の検問所の名称および位置に関する規則（昭和40年富山県公安委員会規則第1号）
(富山県警察の行政不服審査手続きに関する規則の一部改正)
- 3 富山県警察の行政不服審査手続きに関する規則（昭和39年富山県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(富山県警察の国有物品管理に関する規則の一部改正)
- 4 富山県警察の国有物品管理に関する規則（昭和39年富山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(富山県警察職員の賞じゆつ金に関する規則の一部改正)
- 5 富山県警察職員の賞じゆつ金に関する規則（昭和42年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則（昭和58年12月3日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和58年12月8日から施行する。

附 則（昭和58年12月3日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和58年12月22日から施行する。

附 則（昭和59年3月24日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和59年3月24日から施行する。

附 則（昭和59年5月25日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月30日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和59年11月7日から施行する。

附 則（昭和59年11月30日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月20日公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月20日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月7日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和61年3月22日から施行する。

附 則（昭和61年4月4日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年11月21日公安委員会規則第8号）

この規則は、昭和61年12月13日から施行する。

附 則（昭和62年2月12日公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和62年2月16日から施行する。

附 則（昭和62年3月14日公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和62年3月14日から施行する。ただし、魚津警察署天神山警察官駐在所の規定は昭和62年3月25日から、県本部外勤課の分掌事務中列車警乗及び緊急配備に係る規定は昭和62年4月1日から、それぞれ施行する。

附 則（昭和62年10月26日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月4日公安委員会規則第3号）

この規則は、昭和63年3月11日から施行する。

附 則（昭和63年3月25日公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和63年3月25日から施行する。

附 則（平成元年3月20日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成元年3月24日から施行する。

附 則（平成元年11月10日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成元年11月11日から施行する。

附 則（平成元年12月1日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成元年12月12日から施行する。

附 則（平成2年6月30日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成2年12月21日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年3月8日公安委員会規則第1号）

この規則中第3条の改正規定は平成3年3月11日から、別表第1の改正規定は平成

3年3月22日から施行する。

附 則（平成3年3月15日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成3年3月27日から施行する。

附 則（平成3年10月29日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成3年11月3日から施行する。

附 則（平成4年3月6日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成4年3月11日から施行する。

附 則（平成4年3月27日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年6月26日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定（「外勤課」を「地域課」に改める部分に限る。）及び第14条の改正規定は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年12月24日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成6年3月28日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年5月27日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日公安委員会規則第5号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月2日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月22日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、新湊警察署東交番の規定は平成7年3月23日から、氷見警察署藤奈美交番の規定は平成7年3月28日から、それぞれ施行する。

附 則（平成7年11月16日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、砺波警察署庄西警察官駐在所の規定は平成7年11月28日から、上市警察署立山公園口警察官駐在所の規定は平成7年12月5日から、それぞれ施行する。

附 則（平成8年3月18日公安委員会規則第1号抄）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成8年3月28日から施行する。

附 則（平成8年10月2日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成8年10月8日から施行する。

附 則（平成9年3月3日公安委員会規則第1号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成9年3月10日から施行する。

附 則（平成9年3月18日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成9年3月25日から施行する。ただし、新湊警察署南交番の規定は平成9年3月27日から、富山警察署広田交番の規定は平成9年3月31日から、それぞれ施行する。

附 則（平成10年3月12日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成10年3月24日から施行する。ただし、高岡警察署高岡西交番の規定は、平成10年3月30日から施行する。

附 則（平成10年6月16日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月11日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成11年3月30日から施行する。

附 則（平成11年10月8日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成11年10月8日から施行する。

附 則（平成12年3月22日公安委員会規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表1及び2の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年4月30日までの間は、この規則による改正後の富山県警察の組織に関

する規則別表第1の表中

空港前交番 富山市秋ヶ島

 とあるのは

空港前交番 富山市新保

とする。

附 則（平成12年11月10日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成12年11月16日から施行する。

附 則（平成13年3月8日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成13年3月30日から施行する。

附 則（平成13年3月26日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成14年3月22日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成14年3月25日から施行する。ただし、別表第1魚津警察署の中央交番の項の改正規定は、平成14年3月28日から、同黒部警察署の生地交番、田家警察官駐在所、若栗警察官駐在所、東布施警察官駐在所、石田警察官駐在所、大布施警察官駐在所、東山警察官駐在所、愛本警察官駐在所、同滑川警察署の滑川駅前交番、三郷警察官駐在所、同上市警察署の釜ヶ淵警察官駐在所、立山公園口警察官駐在所、新川警察官駐在所、同富山北警察署の署所在地交番、富山港交番、和合交番、同富山警察署の富山駅前交番、磯部交番、今泉交番、中央通り交番、堀川交番、奥田交番、石金交番、新庄交番、広田交番、下堀交番、富南交番、空港前交番、太田警察官駐在所、同大沢野警察署の笹津警察官駐在所、同八尾警察署の卯花警察官駐在所、神保警察官駐在所、音川警察官駐在所、同小杉警察署の小杉駅みなみ交番、下村警察官駐在所、大島町警察官駐在所、大門町交番、呉羽交番、同高岡警察署の高岡駅前交番、高岡西交番、同井波警察署の庄川町警察官駐在所、同砺波警察署の署所在地交番、同福光警察署の北山田警察官駐在所、城端町交番の項の改正規定は、平成14年4月1日から施

行する。

附 則（平成14年 5月24日 富山県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成14年 6月 1日から施行する。

附 則（平成14年 9月13日 富山県公安委員会規則第 8 号）

この規則は、平成14年 9月13日から施行する。

附 則（平成15年 3月13日 富山県公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成15年 3月24日から施行する。

附 則（平成15年 4月25日 富山県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成15年 5月 1日から施行する。

附 則（平成15年 8月 8日 富山県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月19日 富山県公安委員会規則第 9 号）

この規則は、平成16年 1月 8日から施行する。

附 則（平成16年 3月26日 富山県公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則（平成16年 9月17日 富山県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成16年10月 1日から施行する。

附 則（平成16年10月 7日 富山県公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成16年11月 1日から施行する。

附 則（平成17年 3月25日 富山県公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。ただし、第 3 条の表の改正規定（公安課、警備課及び機動隊の項に係る部分に限る。）及び第14条の表の改正規定（富山警察署高岡警察署の項に係る部分に限る。）は、平成17年 3月28日から、別表第 1 上市警察署の部岩嶽警察官駐在所の項の改正規定は、平成17年 3月29日から施行する。

附 則（平成17年10月 3日 富山県公安委員会規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月 7日から施行する。

附 則（平成17年10月28日 富山県公安委員会規則第15号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年 3月22日 富山県公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成18年 3月29日から施行する。

附 則（平成18年 3月24日 富山県公安委員会規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、第 3 条の表警務課の項の改正規定は、公布の日から、同表交通指導課の項の改正規定、第16条の改正規定、別表第 1 入善警察署の部署所在地交番の項の改正規定、同表富山北警察署の部署所在地交番の項の改正規定、同表富山中央警察署の部五福交番の項及び呉羽交番の項の改正規定、同表富山南警察署の部署所在地交番の項の改正規定、同表八尾警察署の部署所在地交番の項の改正規定、同表砺波警察署の部署所在地交番の項の改正規定、同表南砺警察署の部署所在地交番の項の改正規定及び同表小矢部警察署の部署所在地交番の項の改正規定並びに附則第 3 項の規定（別表地域の欄中「署所在地交番」を「直轄地域」に改める部分に限る。）は、平成18年 3月29日から、別表第 1 黒部警察署の部の改正規定は、平成18年 3月31日から施行する。

附 則（平成18年9月28日富山県公安委員会規則第9号）
この規則は、平成18年10月2日から施行する。

附 則（平成19年3月16日富山県公安委員会規則第4号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び附則第4項の改正規定（別表第2注1を改める部分に限る。）は、公布の日から、第2条の改正規定（表中生活安全部の項の改正規定を除く。）、第3条の改正規定（表中監察課の項の「留置場」を「留置施設」に改める部分、生活安全企画課の項の改正規定及び港湾地区特別捜査隊の項を加える改正規定を除く。）並びに附則第2項の規定、附則第3項の規定及び附則第4項の規定（第4条の改正規定に限る。）は、平成19年3月23日から、第3条の表生活安全企画課の項の改正規定及び別表第1の改正規定は平成19年3月27日から、第3条の表監察課の項の改正規定（「留置場」を「留置施設」に改める部分に限る。）は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年7月12日富山県公安委員会規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月6日富山県公安委員会規則第10号抄）
この規則は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年3月13日富山県公安委員会規則第1号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年3月24日から施行する。ただし、第11条の改正規定及び別表1の改正規定（富山中央警察署の部新庄交番の項の改正に限る。）は、公布の日から、別表第1滑川警察署の部の改正規定は、平成20年3月28日から、第2条の改正規定（表中刑事部の項の改正規定に限る。）及び第3条の改正規定（表中刑事企画課の項を加える改正規定及び捜査第一課の項の改正規定に限る。）は、4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月26日富山県公安委員会規則第5号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月24日富山県公安委員会規則第6号）
この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日富山県公安委員会規則第9号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月5日富山県公安委員会規則第2号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年3月25日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（氷見警察署の部碁石警察官駐在所の項の改正規定に限る。）は、平成21年3月14日から、第14条の改正規定、別表第1の改正規定（氷見警察署の部碁石警察官駐在所の項の改正規定を除く。）及び附則第4項から附則第5項までの改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日富山県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成22年3月25日から施行する。ただし、第3条の表生活安全企画課の項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月25日富山県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成22年12月2日から施行する。

附 則（平成23年3月11日富山県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成23年3月25日から施行する。

附 則（平成24年3月12日富山県公安委員会規則第4号）

この規則は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成24年7月12日富山県公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日富山県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成25年3月27日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日富山県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成26年3月27日から施行する。

附 則（平成27年2月20日富山県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成27年3月4日から施行する。ただし、別表第1 生地警察官駐在所の項、大布施警察官駐在所の項、豊田交番の項、水橋交番の項、三郷警察官駐在所の項及び広田交番の項の改正規定は平成27年3月14日から施行する。

附 則（平成27年3月20日富山県公安委員会規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年3月23日から施行する。

附 則（平成27年7月6日富山県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成27年7月13日から施行する。

附 則（平成28年3月14日富山県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成28年3月25日から施行する。

附 則（平成28年11月25日富山県公安委員会規則第13号）

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年2月23日富山県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月28日富山県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成29年7月7日から施行する。

附 則（平成30年3月12日富山県公安委員会規則第4号）

この規則は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（平成30年3月26日富山県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日富山県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成31年3月25日から施行する。

附 則（令和2年3月18日富山県公安委員会規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月3日富山県公安委員会規則第6号）

この規則は、令和2年11月24日から施行する。

附 則（令和3年3月11日富山県公安委員会規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1 高岡警察署の部の改正規定は、令和3年4月24日から施行する。

附 則（令和4年3月11日富山県公安委員会規則第2号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日富山県公安委員会規則第4号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定並びに附則第2項の規定は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（令和5年7月3日富山県公安委員会規則第8号）
この規則は、令和5年7月11日から施行する。

附 則（令和5年9月22日富山県公安委員会規則第9号）
この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日富山県公安委員会規則第4号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

警察署	名称及び位置	所 管 区
入善警察署	直轄地域 入善町桐山	青島、神林、入膳、桐山、小杉、荒又、日吉、道市、吉原、田中、吉原東、下上野、上野の一部
	飯野警察官駐在所 入善町東狐	下飯野、高瀬、神子沢、五十里、芦崎、下飯野新、高島、東狐、蛇沢、本村、五郎八、板屋、笹原、上飯野、上飯野新、道古
	青木警察官駐在所 入善町青木	青木、木根、目川、上野の一部
	横山警察官駐在所 入善町横山	横山、八幡、春日、古黒部、藤原、田ノ又、桐山新、君島、東五十里
	新屋警察官駐在所 入善町新屋	新屋、下山、浦山新、墓ノ木、小摺戸、一宿、若栗新、福島新、袖沢、福島、青木新
	舟見警察官駐在所 入善町舟見	舟見、古林、野中、今江、西中、中沢
	山崎警察官駐在所 朝日町山崎	山崎、越、棚山、山崎新、細野、山王、殿町、蛭谷、湯ノ瀬、大蓮華
	大家庄警察官駐在所 朝日町大家庄	大家庄、三枚橋、不動堂、横水、窪田、下山新、金山、高橋、野新、舟川新、藤塚、下野
	朝日町交番 朝日町平柳	泊、西町、東草野、中草野、浜草野、大屋、大屋新、泊新、横尾、元屋敷、沼保、荒川、道下、平柳、赤川、草野、月山、月山新、桜町、南保、南保町、越、小更、竹ノ内、長野、高島、石谷、谷、笹川、宮崎、境、大平、南原、横崎新
黒部警察署	三日市交番 黒部市三日市	天池、石田野、荻生（通称中上野、西上野及び東上野に限る。）、北新、吉城寺、栗寺、新天、新堂、新牧野、高橋、天神新（通称町堀切を除く。）、中野、中野道、中山、堀切（富山地方鉄道本線以東の区域（通称町堀切を除く。）に限る。）、堀切新、前沢、牧野、枕野、三日市、宮沢、宮野、本野、山田新
	生地警察官駐在所 黒部市飯沢	飯沢（主要地方道魚津・生地・入善線の以西の区域に限る。）、生地、生地芦区、生地芦崎、生地飯沢、生地経新、生地神区、生地中区、生地山新、生地吉田、生地吉田新、轟下、中新（あいの風とやま鉄道線以西の区域に限る。）
	田家警察官駐在所 黒部市田家新	阿古屋野、吾妻野、荒町、犬山（通称荒町ニュータウンに限る。）、鏡野、窪田、窪野、神谷、田家新、田家野、田家角内、山田
	若栗警察官駐在所 黒部市若栗	大越野、荻生（通称中上野、西上野及び東上野を除く。）、荻生新、熊野、五郎八、舌山、長屋、若栗

	東布施警察官駐在所 黒部市釈迦堂	阿朴、阿弥陀堂、池尻、内生谷、尾中、尾山、笠破、嘉例沢、三ヶ山、釈迦堂、田粳、中陣、福平、別所、朴谷、柳沢
	石田警察官駐在所 黒部市正光寺新	生地四ツ屋新、石田、石田新、犬山（通称荒町ニュータウンを除く。）、岡、経立野、正光寺新、新町、立野、天神新（通称町堀切に限る。）、浜石田、堀切（富山地方鉄道本線以东の区域（通称町堀切を除く。）を除く。）、山立野
	大布施警察官駐在所 黒部市金屋	植木、金屋、北野、沓掛、栃沢、中新（あいの風とやま鉄道線以西の区域を除く。）、古御堂、堀高
	村椿警察官駐在所 黒部市吉田	荒俣、飯沢（主要地方道魚津・生地・入善線以西の区域を除く。）、板屋、大開、黒部新、四ヶ開、出島、飛驒、吉田、六天
	東山警察官駐在所 黒部市宇奈月町浦山	宇奈月町浦山、宇奈月町大谷、宇奈月町下立、宇奈月町熊野、宇奈月町鶏山、宇奈月町小寺澤、宇奈月町栃屋、宇奈月町長坂野
	愛本警察官駐在所 黒部市宇奈月町愛本新	宇奈月町愛本新、宇奈月町明日、宇奈月町内山、宇奈月町音澤、宇奈月町栗虫、宇奈月町土山、宇奈月町中谷、宇奈月町中ノ口、宇奈月町舟見、宇奈月町舟見明日音澤、宇奈月温泉、宇奈月町黒部、黒部奥山（池の平山頂上、鹿島槍岳頂上を結ぶ直線から黒部川下流区域）、黒部峡谷口
魚津警察署	中央交番 魚津市中央通り1丁目	住吉、三ヶ、上口1～2丁目、新角川1～2丁目、新宿、鴨川町、真成寺町、双葉町、文化町、本町1～2丁目、諏訪町、港町、金浦町、中央通り1～2丁目、末広町、火の宮町、友道、大光寺、大光寺町、田地方町
	魚津駅前交番 魚津市釈迦堂	吉島、上村木、上村木1～2丁目、吉島1～2丁目、釈迦堂1丁目、村木町、駅前新町、緑町、新金屋1～2丁目、北鬼江、北鬼江1～2丁目、北中、高島、本新町、釈迦堂、青島、仏田の一部、仏又、岡経田の一部、本江、本江新町、下村木、並木町、相の木
	桃山公園前交番 魚津市大海寺新	吉野、上野、浅生、有山、升方、下椿、出、湯上、升田、弥源寺、川原、佐伯、宮津、川縁、慶野、鹿熊、大熊、鉢、虎谷、池谷、古鹿野、坪野、小菅沼、北山、稗島、室田、観音堂、金山谷、大海寺野、大海寺新、石垣、石垣平、島尻、東城、貝田新、道坂、横枕、袋、平沢、東蔵、山女、黒谷、大菅沼、石垣新、三田、印田、小川寺、蛇田、黒沢、長引野、大沢、布施爪、東尾崎、木下新、天神野新、青柳、東山、六郎丸
	経田警察官駐在所 魚津市経田西町	経田中町、東町、経田西町、寿町、浜経田、平伝寺、岡経田の一部、天王、持光寺、仏田の一部、江口、西尾崎、立石

滑川警察署	直轄地域 滑川市加島町	加島町（加島町2区）、魚躬、上梅沢、下梅沢、上島、沖田新、下島、有金、菰原、江尻、新富町、大門
	滑川駅前交番 滑川市辰野	高月町、領家町、加島町（加島町1区、加島町3区）、山王町、横町、河端町、田中町、田中新町、浜町、瀬羽町、橋場町、神家町、下小泉町、寺家町、河浦町、大町、三穂町、荒町、北町、武平太町、松原町、瓢町、馬町、七間町、夷子町、中町、神明町、今町、吾妻町、四間町、常盤町、辰野、中川原、坪川新、上小泉、柳原、清水町、法花寺、米島、野町、稲泉、稲泉新、宮窪、宮窪新、柳原新
	早月加積警察官駐在所 滑川市追分	中村、笠木、吉浦、三ヶ、大島、四ツ屋、追分、大掛、大窪、栗山
	浜加積警察官駐在所 滑川市北野	浜四ツ屋、曲渕、二ツ破、北野、北野新、中野島、荒俣、坪川、高塚
	北加積警察官駐在所 滑川市大榎	大島新、中塚、中新、金屋、七口、栃山、横道、二塚、大榎、杉本、大崎野、大浦、大林、蓑輪、大日、千鳥、中野、下野、東福寺開、堀内、改養寺、開、東金屋、道寺、森野新、野尻、四ツ屋新、室山
中加積警察官駐在所 滑川市柴	常光寺、堀江、赤浜、寺町、安田、柴、高柳、小林、本江、小森、田林、東福寺、東福寺野、森尻新	
上市警察署	上市町交番 上市町若杉新	湯上野、大坪、北島、稗田、東町、上法音寺、法音寺、横法音寺、正印、川原田、正印新、神田、横越、鍵町、新村、錦町、石浦町、旭町、松和町、森元町、神明町、西町、天神町、幸町、柳町、栄町、三日市、南町、新町、熊野町、西中町、上中町、若杉、荒田、若杉新、和合、上正、中江上、中小泉、江又、江上、森尻、東江上、大永田、弥市、石仏、竹鼻、飯坂新、飯坂、中青出、青出新、上条沖、下青出、久金新、放土ヶ瀬、放土ヶ瀬新、上荒又、上経田、下経田、中開発、新清水、下荒又、久金、相ノ木新町、極楽寺、折戸、下田、稲村、中村、蓬沢、伊折、眼目新、湯神子野、堤谷、須山、釈泉寺、西種、東種、千石、湯崎野、湯神子、田蔵、丸山
	南加積警察官駐在所 上市町広野	護摩堂、五位尾、黒川、開谷、広野、眼目、野島、広野新、柿沢新、砂林開、広市新、郷柿沢、芥の神新、田島野、片地、野開発
	大岩警察官駐在所 上市町大岩	大岩、大松新、大松、桧谷、大沢、浅生、塩谷、柿沢、新屋、女川、館、中ノ又

立山町交番 立山町米沢	五百石、野口、大窪、宮成、手屋、西芦原、前沢、大窪開、榎、下段、金剛寺、上金剛寺、向新庄、川原木、一本木、古川、大島、貫田、日俣、坂井沢、米沢、江崎、野町、下新、高原、横江、福来、竹林、東野、金剛新、沢新、淵上、本郷島、西大森、東大森、大清水、蔵本新、半屋、三ツ塚新、高原八ツ屋、泊新、新堀、上福来、沢端（通称たてやま夢の台地区に限る。）、大石原、前沢新町、道新、草野、柿の木沢、神田、前沢新、野口新、横沢、横田、浅生、塚越、鉾木、上鉾木、下鉾木、上開発、利田、五郎丸
上段警察官駐在所 立山町福田	福田、日中、柴山、野沢、日中上野、下白岩、石坂、上中、末上野、長屋、下沢、上宮、新瀬戸、瀬戸新、下瀬戸、上瀬戸、上末、中林、芦見、小林、池田、白岩、谷口、四谷尾、虫谷、目桑、六郎谷、長倉、小又、座主坊、松倉、伊勢屋、谷
釜ヶ淵警察官駐在所 立山町道源寺	道源寺、寺坪、末三賀、野村、米道、谷口、鋳物師沢、中山、末谷口
岩嶽警察官駐在所 立山町岩嶽寺	宮路、岩嶽寺、岩嶽野、下田、伊豆林、吉峰野開、栃津、東中野新、横江野開、横江
立山公園口警察官駐在所 立山町芦嶽寺	千垣、芦嶽寺
新川警察官駐在所 立山町浦田	泉、辻、浦田、田添、二ツ塚、若林、寺田、若宮、沢端（通称たてやま夢の台地区を除く。）、浦田新、寺田新、女川新、寺田ことぶき町
舟橋村警察官駐在所 舟橋村仏生寺	舟橋、仏生寺、竹鼻、古海老江、東芦原、稲荷、上国重、国重、竹内、海老江
富山中央警察署 富山港交番 富山市岩瀬松原町	岩瀬赤田町、岩瀬天池町、岩瀬池田町、岩瀬入船町、岩瀬梅本町、岩瀬御蔵町、岩瀬表町、岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬高島町、岩瀬天神町、岩瀬萩浦町、岩瀬白山町、岩瀬文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、海岸通（通称岩瀬新川町2区に限る。）、西宮（通称岩瀬祇園町に限る。）、東岩瀬町（通称岩瀬大町、岩瀬堺町、岩瀬仲町、岩瀬新川町1区、岩瀬新川町2区、岩瀬白山町1区、岩瀬福来町に限る。）、東岩瀬村
富山中央警察署 海岸通警察官駐在所 富山市海岸通	海岸通（通称岩瀬新川町2区を除く。）、清風町、田畑の一部、松浦町
富山中央警察署 富山北幹部交番 富山市高島町二丁目	高島町一丁目、高島町二丁目、千原崎、千原崎一丁目、千原崎二丁目、西宮町、西宮（通称岩瀬祇園町を除く。）、蓮町一丁目から蓮町六丁目まで、東岩瀬町（通称岩瀬荒木町、岩瀬幸町、岩瀬新町1区、岩瀬新町2区、岩瀬土場町に限る。）、森、森一丁目から森五丁目まで、森住町、森若町

豊田交番 富山市豊田本町一丁目	犬島一丁目から犬島七丁目まで、犬島新町一丁目、犬島新町二丁目、上野新、上野新町、下富居（あいの風とやま鉄道線以東の区域を除く。）、下富居一丁目、下富居二丁目、城川原一丁目から城川原三丁目まで、高園町、豊丘町、豊島町、豊城新町、豊城町、豊田、豊田本町一丁目から豊田本町四丁目まで、豊田町一丁目、豊田町二丁目、豊若町一丁目から豊若町三丁目まで、水落、水落一丁目、米田の一部、米田すずかけ台一丁目から米田すずかけ台三丁目まで、米田町一丁目、米田町二丁目、米田町三丁目の一部
針原警察官駐在所 富山市高島	楠木、小西、下飯野、高島、道正、野中、野中新、針原中、針原中町、町袋、三上、宮条、宮園町、宮成、宮町
東富山警察官駐在所 富山市中田	銀嶺町、住友町、田畑の一部、永久町、中田、中田一丁目から中田三丁目まで、晴海台、東富山寿町一丁目から東富山寿町三丁目まで、米田の一部、米田町三丁目の一部
浜黒崎警察官駐在所 富山市浜黒崎	高来、古志町一丁目から古志町六丁目まで、辻ヶ堂、野田、浜黒崎、針日、日方江、平榎、横越
和合交番 富山市四方	今市、打出、打出新、金山新、金山新北、金山新桜ヶ丘、金山新中、金山新西、金山新東、金山新南、草島、新千原崎、田尻、田尻西、田尻東、田尻南、つばめ野一丁目からつばめ野三丁目まで、寺島、利波、布目、布目北、布目西、八町、八町北、八町中、八町西、八町東、八町南、百塚、古川、松木、松木新、宮尾、八幡、山岸、四方、四方荒屋、四方一番町、四方恵比須町、四方北窪、四方新、四方新出町、四方神明町、四方田町、四方西岩瀬、四方二番町、四方野割町、四方港町
水橋交番 富山市水橋館町	水橋市江、水橋伊勢屋（あいの風とやま鉄道線以北の区域に限る。）、水橋魚躬、水橋大町、水橋開発町、水橋川原町、水橋狐塚（通称高志園町に限る。）、水橋山王町、水橋下段、水橋新保、水橋高月、水橋館町、水橋辻ヶ堂、水橋中町、水橋中村町、水橋畠等、水橋平榎、水橋町、水橋町袋、水橋柳寺
上条警察官駐在所 富山市水橋石割	水橋石政、水橋石割、水橋伊勢領、水橋鏡田、水橋堅田、水橋金広、水橋上桜木、水橋上砂子坂、水橋北馬場、水橋狐塚（通称高志園町を除く。）、水橋小池、水橋恋塚、水橋小出、水橋五郎丸、水橋桜木、水橋佐野竹、水橋清水堂、水橋下砂子坂、水橋下砂子坂新、水橋上条新町、水橋専光寺、水橋大正、水橋高寺、水橋田伏、水橋中馬場、水橋平塚、水橋曲淵

<p>三郷警察官駐在所 富山市水橋的場</p>	<p>水橋池田館、水橋池田町、水橋伊勢屋（あいの風とやま鉄道線以北の区域を除く。）、水橋市田袋、水橋入江、水橋沖、水橋肘崎、水橋開発、水橋金尾、水橋金尾新、水橋柴草、水橋常願寺、水橋小路、水橋新堀、水橋高堂、水橋中村、水橋入部町、水橋番頭名、水橋二杉、水橋二ツ屋、水橋的場</p>
<p>富山駅前交番 富山市明輪町</p>	<p>愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、安住町、牛島町、牛島本町一丁目、牛島本町二丁目、内幸町、大手町、木場町、桜橋通り、桜町一丁目、桜町二丁目、新桜町、新総曲輪、神通本町一丁目、神通本町二丁目、神通町一丁目から神通町三丁目まで、新富町一丁目、新富町二丁目、総曲輪四丁目、宝町一丁目、宝町二丁目、千歳町一丁目、千歳町二丁目、舟橋今町、本丸、丸の内一丁目から丸の内三丁目まで、明輪町、安田町</p>
<p>磯部交番 富山市磯部町二丁目</p>	<p>相生町、磯部町一丁目から磯部町四丁目まで、鹿島町一丁目、鹿島町二丁目、七軒町、芝園町一丁目から芝園町三丁目まで、諏訪川原一丁目から諏訪川原三丁目まで、千石町一丁目から千石町六丁目まで、土居原町、長柄町一丁目から長柄町三丁目まで、西四十物町、西山王町、西田地方町一丁目から西田地方町三丁目まで、布瀬町一丁目、布瀬町二丁目、旅籠町、花園町一丁目から花園町四丁目まで、平吹町、舟橋北町、舟橋南町、堀端町、桃井町一丁目、桃井町二丁目、安野屋町一丁目から安野屋町三丁目まで</p>
<p>中央通り交番 富山市中央通り一丁目</p>	<p>荒町、石倉町、一番町、今木町、梅沢町一丁目から梅沢町三丁目まで、越前町、蛭町、太田口通り一丁目から太田口通り三丁目まで、上本町、小泉町（通称小泉町中部及び小泉町北部に限る。）、小島町、五番町、桜木町、山王町、三番町、白銀町、新川原町、砂町、総曲輪一丁目から総曲輪三丁目まで、辰巳町一丁目、辰巳町二丁目、中央通り一丁目から中央通り三丁目まで、堤町通り一丁目、堤町通り二丁目、常盤町、豊川町、中野新町一丁目、中野新町二丁目、西町、西中野本町、西中野町一丁目、西中野町二丁目、八人町、日之出町、古鍛冶町、星井町一丁目から星井町三丁目まで、本町、南新町、南田町一丁目、南田町二丁目、室町通り一丁目、室町通り二丁目</p>
<p>東町交番 富山市東町三丁目</p>	<p>旭町、泉町一丁目、泉町二丁目、稻荷園町、稻荷町一丁目から稻荷町四丁目まで、稻荷元町一丁目から稻荷元町三丁目まで、大泉北町、大泉東町一丁目、大泉町三丁目、於保多町、音羽町一丁目、音羽町二丁目（東部小学校の通学区域を除く。）、雄山町、北新町一丁目、北新町二丁目、清水中町、清水町一丁目から清水町九丁目まで、館出町一丁目、館出町二丁目、千歳町三丁目、西公</p>

	<p>文名町、東田地方町一丁目、東田地方町二丁目、東町一丁目から東町三丁目まで、緑町一丁目、緑町二丁目、向川原町、元町一丁目、柳町一丁目から柳町四丁目まで、弥生町一丁目、弥生町二丁目</p>
<p>奥田交番 富山市久方町</p>	<p>赤江町、曙町、粟島町一丁目から粟島町三丁目まで、牛島新町、永楽町、奥井町、奥田寿町、奥田新町、奥田双葉町、奥田本町、奥田町、窪新町、窪本町、興人町、下奥井一丁目、下奥井二丁目、下新北町、下新西町、下新日曹町、下新本町、下新町、城北町、千代田町、中島一丁目から中島五丁目まで、久方町、松若町、湊入船町、四ツ葉町</p>
<p>石金交番 富山市石金二丁目</p>	<p>石金一丁目から石金三丁目まで、音羽町二丁目（東部小学校の通学区域に限る。）、栄町一丁目から栄町三丁目まで、清水元町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、長江、長江一丁目から長江五丁目まで、長江新町一丁目から長江新町四丁目まで、長江東町一丁目から長江東町三丁目まで、長江本町、西長江一丁目から西長江四丁目まで、西長江本町、東石金町、不二越本町一丁目、不二越本町二丁目、不二越町、元町二丁目</p>
<p>新庄交番 富山市荒川新町</p>	<p>綾田町一丁目から綾田町三丁目まで、朝日、荒川、荒川一丁目から荒川五丁目まで、荒川新町、荏原新町、大江干、大江干新町、大島一丁目から大島四丁目まで、金代、川原毛、経堂、経堂一丁目から経堂四丁目まで、経堂新町、栄新町、新金代一丁目、新金代二丁目、新庄銀座一丁目から新庄銀座三丁目まで、新庄本町一丁目から新庄本町三丁目まで、新庄町、新庄町一丁目から新庄町四丁目まで、双代町、田中町一丁目から田中町五丁目まで、中間島、中間島一丁目、中間島二丁目、常盤台、富岡町、西新庄、日俣、開、藤木、藤木新、藤木新町、藤の木園町、藤の木台一丁目から藤の木台三丁目まで、本郷島、町新、向新庄、向新庄町一丁目から向新庄町八丁目まで</p>
<p>広田交番 富山市鍋田</p>	<p>新屋、飯野、一本木、上赤江、上赤江町一丁目、上赤江町二丁目、上飯野、上飯野新町一丁目から上飯野新町五丁目まで、上庄町、上富居、上富居一丁目から上富居三丁目まで、上富居新町、金泉寺、五本榎、下赤江、下赤江町一丁目、下赤江町二丁目、下富居（あいの風とやま鉄道線以東の区域に限る。）、新庄北町、新富居、千成町、手屋、手屋一丁目から手屋三丁目まで、鶴ヶ丘町、問屋町一丁目から問屋町三丁目まで、中野新、中富居、中富居新町、鍋田、富居栄町、宮成新</p>

富 山 南 警 察 署	今泉交番 富山市今泉西部町	今泉、今泉西部町、今泉北部町、掛尾栄町、掛尾町、上袋、黒崎、黒瀬、黒瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、新根塚町一丁目から新根塚町三丁目まで、太郎丸、太郎丸西町一丁目、太郎丸西町二丁目、太郎丸本町一丁目から太郎丸本町四丁目まで、蜷川、布瀬本町、布瀬町、布瀬町南一丁目から布瀬町南三丁目まで、根塚町一丁目から根塚町四丁目まで、二口町一丁目から二口町五丁目まで、二俣新町、八日町
	堀川交番 富山市堀川小泉町	大泉、大泉中町、大泉東町二丁目、大泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大町、小泉町（通称小泉町東部及び小泉町南部に限る。）、西大泉、東中野町一丁目から東中野町三丁目まで、堀川小泉町、堀川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目、堀川町の一部、本郷新、本郷町（通称堀川天山町に限る。）
	山室交番 富山市中川原	秋吉、秋吉新町、公文名、高屋敷、天正寺、中市、中市一丁目、中市二丁目、中川原、中川原新町、中川原台一丁目、中川原台二丁目、流杉、西野新、東流杉、古寺、町村、町村一丁目、町村二丁目、山室、山室荒屋、山室荒屋新町、横内（通称新横内町に限る。）
	下堀交番 富山市堀	赤田、上新保、上堀南町、小杉、下堀、布市、布市新町、二俣、堀、堀川本郷、堀川町の一部、本郷町（通称堀川天山町を除く。）
	太田警察官駐在所 富山市石屋	石屋、太田、太田南町、大場、大宮町、城村、城村新町、新名、関、中屋、西番、八川、横内（通称新横内町を除く。）
	大沢野幹部交番 富山市上大久保	市場、稲代、岩木、岩木新、大野、小黒、加納、上大久保、上二杉、合田、坂本、塩、寺家、下大久保、神通、新村、直坂、高内、中大久保、長附、中野、西塩野、野沢、東大久保の一部、二松、舟倉、舟新、松野、万願寺、南野田、八木山、横樋
	笹津警察官駐在所 富山市笹津	牛ヶ増、春日、下伏、小羽、笹津、下夕林、須原、葛原、土、長走、長川原、西大沢、根上、東大久保の一部
	細入警察官駐在所 富山市榆原	庵谷、猪谷、岩稲、加賀沢、片掛、蟹寺、西笹津、榆原、割山 芦生、今生津、薄波、小糸、寺津、布尻、東猪谷、伏木、舟渡、町長、吉野
	大山交番 富山市上滝	赤倉、新町、安蔵、石渕、馬瀬、大栗、大清水、大双嶺、大山上野、大山北新町、大山布目、岡田、奥山、小佐波、小谷、小原、小原屋、折谷、隠土、上大浦、上滝、河内、糊ヶ原、桑原、小坂、下大浦、下双嶺、下番、砂見、瀬戸、善名、千長原、田畠、津羽見、手出、中大浦、長瀬、中滝、長棟、中番、西小俣、花崎、日尾、東小俣、東黒牧、東福沢、牧野、馬瀬口、南大場、三室荒屋、文珠寺

	小見警察官駐在所 富山市小見	有峰、大山松木、小見、小見亀谷入会、小見和田入会、亀谷、才覚地、中地山、中地山亀谷入会、原、本宮、牧、水須、和田
	富南交番 富山市上栄	青柳、青柳新、悪王寺、安養寺、石田、上野、上野寿町、江本、大井、開発、上今町、上熊野、上栄、上千俵町、上布目、経力、小中、島田、下熊野、杉瀬、千俵町、辰尾、珠泉西町、珠泉東町、月岡新、月岡西緑町、月岡東緑町一丁目から月岡東緑町四丁目まで、月岡町一丁目から月岡町七丁目まで、月見町一丁目から月見町七丁目まで、中布目、西黒牧、西田中、西福沢、林崎、牧田、南金屋、宮保、森田、吉岡、若竹町一丁目から若竹町六丁目まで
	空港前交番 富山市秋ヶ島	秋ヶ島、押上、上八日町、経田、栗山、才覚寺、新保、惣在寺、大利、塚原、任海、友杉、南央町、西荒屋、萩原、福居、別名、南栗山、南中田、吉倉
富 山 西 警 察 署	八尾幹部交番 富山市八尾町福島	八尾町井栗谷、八尾町井田、八尾町井田新、八尾町今町、八尾町薄島、八尾町大杉、八尾町奥田、八尾町鏡町、八尾町上新町、八尾町上高善寺、八尾町黒田、八尾町黒田番外、八尾町高善寺、八尾町寺家、八尾町下新町、八尾町城生、八尾町新田、八尾町杉田、八尾町諏訪町、八尾町石戸、八尾町舘本郷、八尾町田中、八尾町中神通、八尾町西神通、八尾町西町、八尾町野飼、八尾町野飼番外、八尾町浜子、八尾町東町、八尾町平林、八尾町深谷、八尾町福島（通称福島上野を除く。）、八尾町福島三丁目から八尾町福島七丁目まで、八尾町松原、八尾町丸山、八尾町翠尾、八尾町水谷、八尾町三田、八尾町妙川寺、八尾町滅鬼、八尾町保内一丁目から八尾町保内三丁目まで
	卯花警察官駐在所 富山市八尾町下笹原	八尾町岩屋、八尾町小原、八尾町掛畑、八尾町檜尾、八尾町上黒瀬、八尾町上笹原、八尾町北谷、八尾町桐谷、八尾町小井波、八尾町小長谷、八尾町小長谷新、八尾町下笹原、八尾町外堀、八尾町滝脇、八尾町天満町、八尾町東坂下、八尾町宮腰、八尾町茗ヶ原、八尾町村杉
	仁歩警察官駐在所 富山市八尾町平沢	八尾町足谷、八尾町天池、八尾町新屋、八尾町庵谷、八尾町入会地、八尾町入谷、八尾町上ノ名、八尾町薄尾、八尾町内名、八尾町上野、八尾町越後谷、八尾町追分、八尾町大下、八尾町大玉生、八尾町大道、八尾町尾久、八尾町尾畑、八尾町上玉生、八尾町上仁歩、八尾町上牧、八尾町北袋、八尾町切詰、八尾町窪、八尾町倉ヶ谷、八尾町栗須、八尾町小谷、八尾町小畑、八尾町坂ノ下、八尾町下島、八尾町下ノ名、八尾町柴橋、八尾町島地、八尾町下仁歩、八尾町清水、八尾町杉平、八尾町須郷、八尾町専沢、八尾町草蓮坂、八尾町高尾、八尾町高

	熊、八尾町高瀬、八尾町高野、八尾町高橋、八尾町滝谷、八尾町竹ノ内、八尾町田頭、八尾町土玉生、八尾町栃折、八尾町中、八尾町中島、八尾町中仁歩、八尾町中山、八尾町夏前、八尾町西原、八尾町野須郷、八尾町花房、八尾町東原、八尾町平沢、八尾町福島（通称福島上野に限る。）、八尾町二屋、八尾町武道原、八尾町細滝、八尾町正間、八尾町水無、八尾町三ツ松、八尾町峯、八尾町宮ヶ島、八尾町茗ヶ島、八尾町安谷、八尾町谷内、八尾町山中、八尾町柚木、八尾町横平、八尾町吉友、八尾町鼠谷、八尾町和山
野積警察官駐在所 富山市八尾町水口	八尾町青根、八尾町赤石、八尾町油、八尾町岩島、八尾町上ヶ島、八尾町梅苑町一丁目、八尾町梅苑町二丁目、八尾町角間、八尾町桂原、八尾町上田池、八尾町川住、八尾町桐山、八尾町下田池、八尾町下乗嶺、八尾町下牧、八尾町新名、八尾町高峯、八尾町谷折、八尾町道畑下中山、八尾町西川倉、八尾町西葛坂、八尾町西新町、八尾町西松瀬、八尾町布谷、八尾町乗嶺、八尾町東川倉、八尾町東葛坂、八尾町東新町、八尾町東布谷、八尾町東松瀬、八尾町水口、八尾町宮ノ下、八尾町八十島、八尾町獵師ヶ原
神保警察官駐在所 富山市婦中町高日附	婦中町小倉、婦中町上井沢、婦中町上吉川、婦中町河原町、婦中町小野島、婦中町沢田、婦中町島田、婦中町下吉川、婦中町高田、婦中町高日附、婦中町千里、婦中町富川、婦中町富崎、婦中町銚木、婦中町熊野道、婦中町余川（通称西余川に限る。）
古里警察官駐在所 富山市婦中町新町	婦中町新町、婦中町新町村西、婦中町小長沢、婦中町下邑、婦中町高塚、婦中町長沢、婦中町羽根、婦中町宮ヶ谷、婦中町蓮花寺
音川警察官駐在所 富山市婦中町外輪野	婦中町牛滑、婦中町上野、婦中町大瀬谷、婦中町皆杓、婦中町上瀬、婦中町北上瀬、婦中町北下瀬、婦中町三瀬、婦中町下瀬、婦中町外輪野、婦中町平等、婦中町高山、婦中町道島、婦中町東谷、婦中町鶯谷、婦中町三屋、婦中町南下瀬、婦中町葎原、婦中町吉住、婦中町吉谷
婦中交番 富山市婦中町速星	婦中町板倉、婦中町板倉新、婦中町鶉坂、婦中町上轡田、婦中町上田島、婦中町希望ヶ丘、婦中町下条、婦中町小泉、婦中町笹倉、婦中町島本郷、婦中町下井沢、婦中町下井澤、婦中町下轡田、婦中町下坂倉、婦中町砂子田、婦中町蔵島、婦中町添島、婦中町田島、婦中町塚原、婦中町道場、婦中町友坂、婦中町中名、婦中町西本郷、婦中町ねむの木、婦中町羽根新、婦中町速星、婦中町東本郷、婦中町袋、婦中町古沢、婦中町分田、婦中町蛭川、婦中町堀、婦中町増田、婦中町宮ヶ島、婦中町麦島、婦中町持田、婦中町安田

	宮野警察官駐在所 富山市婦中町地角	婦中町青島、婦中町新屋、婦中町上新屋、婦中町地角、婦中町清水島、婦中町十五丁、婦中町為成新、婦中町田屋、婦中町道喜島、婦中町中島、婦中町成子、婦中町萩島、婦中町浜子、婦中町広田、婦中町余川（通称東余川に限る。）、婦中町横野
	山田警察官駐在所 富山市山田中村	山田赤目谷、山田居舟、山田今山田、山田鎌倉、山田北山、山田高清水、山田小島、山田小谷、山田清水、山田白井谷、山田宿坊、山田数納、山田谷、山田中瀬、山田中村、山田鍋谷、山田沼又、山田深道、山田牧、山田湯、山田若狭、山田若土
	五福交番 富山市五福	有沢、有沢新町、安養坊、石坂、石坂新、石坂東町、金屋、久郷、五艘、五福、駒見、桜谷みどり町一丁目、桜谷みどり町二丁目、下野、下野新、庄高田、高田、田刈屋、寺町、寺町けや木台、畑中、羽根、鶴島、ひよどり南台、文京町一丁目から文京町三丁目まで
	呉羽交番 富山市呉羽町	追分茶屋、大塚、大塚北、大塚西、大塚東、大塚南、願海寺、北代、北代新、北代中部、北代東部、北代北部、北二ツ屋、呉羽野田、呉羽町、呉羽町北、呉羽町西、住吉、高木、高木西、高木東、高木南、茶屋町、中老田、中老田新、長岡、長岡新、中沖、西二俣、野口、野口南部、野口北部、野々上、野町、八ヶ山、花木、東老田、本郷、本郷西部、本郷中部、本郷東部、本郷北部、吉作
	池多警察官駐在所 富山市池多	池多、北押川、北野、境野新、坂下新、三熊、杉谷、栃谷、西押川、西金屋、平岡、開ヶ丘、古沢、山本、山本新
射 水 警 察 署	小杉駅みなみ交番 射水市三ヶ	稲積、大江、黒河、黒河新（字十一ヶ及び字串田を除く。）、黒河又新（字愛宕、字茶屋角地、字不動淵、字町口及び字水上に限る。）、小杉白石、沢野、三ヶ、塚越、手崎、中老田、中老田新、西老田新、西高木、東太閤山、東太閤山一丁目から東太閤山四丁目まで、戸破、鷺塚
	太閤山交番 射水市太閤山	青井谷、一条、池多、入会地、上野、下条新、小杉北野、椎土、宿屋、浄土寺、太閤町、太閤山一丁目から太閤山十一丁目まで、土代、中太閤山一丁目から中太閤山十九丁目まで、野手、橋下条、日宮、平野、南太閤山一丁目から南太閤山十九丁目まで、山本、山本新、流通センター青井谷1丁目、流通センター青井谷2丁目、流通センター下条1丁目
	下警察官駐在所 射水市加茂中部	加茂西部、加茂中部、加茂東部、倉垣小杉、下村三箇、白石、摺出寺、利波、野寺、八講、八島、山屋
	大島警察官駐在所 射水市小島	赤井、今開発、大島北野、北高木、北野、黒河又新（字赤井に限る。）、小島、小林、新開発、島（字野田に限る。）、鳥取、中野、二口の一部、本開発、南高木、八塚、若杉

<p>大門交番 射水市中村</p>	<p>あおば台、荒町、市井、犬内、梅木、開口、串田、串田新、串田新出、黒河新（字十一ヶ及び字串田に限る。）、黒河又新（字十一ヶ及び字串田に限る。）、下条、小泉、島（字野田を除く。）、生源寺新、生源寺、上条、下若、竹鼻、棚田、大門、大門新、大門島、大門本江、円池、円池又新、土合、百米木、中村、西広上、布目沢、広上、枇杷首、藤巻、二口の一部、堀内、本田、水戸田、安吉、流通センター水戸田1丁目から流通センター水戸田3丁目まで、若林</p>
<p>新湊幹部交番 射水市緑町</p>	<p>桜町、中新湊、二の丸町、緑町 高岡市のうち 石丸、金屋、上牧野、下牧野、中曾根、姫野、放生津、堀岡又新</p>
<p>奈呉の浦交番 射水市中央町</p>	<p>海王町、越の潟町、庄川本町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、善光寺、立町、中央町、西新湊、八幡町一丁目から八幡町三丁目まで、放生津町、堀岡（富山新港の港口西岸の区域に限る。）、堀岡神明神（富山新港の港口西岸の区域に限る。）、堀岡明神新（富山新港の港口西岸の区域に限る。）、本町一丁目から本町三丁目まで、三日曾根、港町、四日曾根</p>
<p>新南交番 射水市鏡宮</p>	<p>今井、沖、沖塚原、鏡宮、神楽町、川口（庄川右岸の区域に限る。）、川口宮袋入会地、久々湊、高木、作道、津幡江、寺塚原、殿村、奈呉の江、布目、野村、坂東、朴木、松木、宮袋（庄川右岸の区域に限る。）</p>
<p>射北交番 射水市七美中野</p>	<p>足洗新町一丁目、有磯一丁目、有磯二丁目、射水町一丁目、射水町二丁目、海老江、海老江七軒、海老江練合、海老江浜開、海竜町、海竜新町、片口、片口入江、片口久々江、片口高場、片口代地、片口堀岡、片口堀上、片口又新、かもめ台、草岡町一丁目、草岡町二丁目、七美、七美一丁目、七美二丁目、七美穴場、七美下村、七美中野、七美二十六町、七美野寺、七美堀岡、七美八島、七美柳瀬、七美柳瀬新、新片町一丁目から新片町五丁目まで、新堀、高場新町一丁目から高場新町四丁目まで、東明七軒、東明中町、東明西町、東明東町、浜開新町、堀江千石、堀岡（富山新港の港口東岸の区域に限る。）、堀岡神明神（富山新港の港口東岸の区域に限る。）、堀岡古明神、堀岡堀江、堀岡明神新（富山新港の港口東岸の区域に限る。）、本江、本江北、本江三箇、本江利波、本江中、本江中新、本江西、本江後新、本江針山、本江針山新、本江針山開、本江東、本江南</p>

高岡警察署	高岡駅前交番 高岡市下関町	明園町、大手町、御旅屋町、高陵町、古城、下関町、定塚、定塚町、城東一丁目、城東二丁目、新横町、末広町（1番から9番までに限る。）、中央町、角（通称北定塚及び城北町に限る。）、中川、中川一丁目、中川上町、中川栄町、中川園町、中川本町、中川町、東下関、東中川町、古定塚、宮脇町
	志貴野交番 高岡市熊野町	旭町三丁目、明野町、あわら町、濠町、濠分、江尻（通称江尻、春日丘、鶴寄町及び江尻新町に限る。）、江尻白山町、大坪町、大坪町一丁目から大坪町四丁目、大町、開発本町、開発町、掛開発、木町、京町、熊野町、五福町、志貴野しらとり台、地子木町、新成町、成美町、宝町、平米町、広小路、袋町、本町、本丸町、丸の内、向野本町、向野町、向野町一丁目、向野町三丁目から向野町七丁目まで、元町
	御馬出交番 高岡市御馬出町	一番町、永楽町、御馬出町、片原中島町、片原町、片原横町、金屋本町、上四屋、鴨島、鴨島町、川原本町、川原町、木舟町、源平町、小馬出町、坂下町、三番町、白銀町、白金町、末広町（10番から14番までに限る。）、千木屋町、大工町、利屋町、内免、内免一丁目から内免五丁目まで、中島町、二丁目、二番町、旅籠町、博労本町、博労町、檜物屋町、風呂屋町、堀上町、南幸町、南町、守山町
	南星交番 高岡市木津	荒見崎、石塚、泉が丘、泉町、大鋸屋町、鐘紡町、上北島、北蔵新、木津、蔵野町、佐野、清水町一丁目から清水町三丁目まで、下島町、下関、十二町島、関町、大工中町、辻、西藤平蔵、蓮美町、羽広（通称木津仲町に限る。）、和田（通称和田西町を除く。）、
	新高岡駅前交番 高岡市下黒田	赤祖父、駅南一丁目から駅南五丁目まで、大野、上黒田、上黒田新、上関、上関町、上伏間江、神田新町、神主町、京田、下黒田、下伏間江、十二町分、新寺町、関大町、関本町、寺町、問屋町、西広上、林新、東上関、東藤平蔵、二塚、芳野
	横田交番 高岡市千石町	扇町一丁目、扇町二丁目、金屋町、北島、昭和町一丁目から昭和町三丁目まで、千石町、長慶寺、長江、西町、波岡、羽広（通称木津仲町を除く。）、羽広一丁目、羽広二丁目、早川、百姓町、本郷一丁目、本郷二丁目、瑞穂町、宮田町、美幸町一丁目、美幸町二丁目、横田、横田新町、横田本町、横田町、横田町一丁目から横田町三丁目まで、四屋、和田（通称和田西町に限る。）、

戸出交番 高岡市戸出	オフィスパーク、醍醐、戸出、戸出伊勢領、戸出市野瀬、戸出狼、戸出大清水、戸出岡御所、戸出春日、戸出上麻生、戸出光明寺、戸出石代、戸出栄町、戸出竹、戸出竹北、戸出徳市、戸出西部金屋、戸出延島、戸出古戸出、戸出放寺、戸出放寺新、戸出町一丁目から戸出町七丁目まで、戸出行兼、戸出吉住、戸出吉住新、戸出六十歩
中田警察官駐在所 高岡市下麻生	葦附、今泉、今泉新、上麻生、小泉新、御坊山、山下、島新、下麻生、下麻生伸町、下山田、滝、滝新、常国、中田、東保、東保新、増山、若杉
能町交番 高岡市能町	江尻（通称旭ヶ丘及び高伏町に限る。）、荻布、荻布新町、材木町、角（通称北定塚町及び城北町を除く。）、角三島、富岡町、能町、能町駅南、能町東、能町南一丁目から能町南三丁目まで、宮中新、吉久、吉久一丁目から吉久三丁目まで、吉久新、米島、六渡寺新、鷺北、鷺北新 射水市のうち 宮袋（庄川左岸の区域に限る。）
野村交番 高岡市野村	井口本江、石瀬、三女子、角（通称東野に限る。）、出来田、野村、深沢、蓮花寺 射水市のうち 宮袋（庄川左岸の区域に限る。）
高岡西交番 高岡市内島	麻生谷、荒屋敷、池田、石堤、今市、内島、小竹、上開発、上渡、駒方、駒方新、笹川、三ヶ、柴野、柴野内島、下開発、高田新、高田島、宝来町、立野、立野内島、立野美鳥町一丁目から立野美鳥町三丁目まで、大源寺、千鳥丘町、中保、西広谷、勝木原、蜂ヶ島、東石堤、樋詰、福田、福田六家、平成町、本保、山川、六家
守山警察官駐在所 高岡市須田	五十里、五十里西町、五十里東町、下八ヶ、守護町一丁目、守護町二丁目、守護町新、須田、西海老坂、八ヶ、東海老坂、二上、二上新、二上町、南八ヶ、守山
国吉警察官駐在所 高岡市国吉	五十辺、岩坪、江道、加島新、上八ヶ新、国吉、境、佐加野、佐加野東、笹八口、島崎、頭川、高辻、手洗野、月野谷、答野島、答野出、広川新、細池、八口、四日市
伏木幹部交番 高岡市伏木古府一丁目	城光寺、高美町、伏木一丁目、伏木二丁目、伏木磯町、伏木一宮、伏木一宮一丁目、伏木一宮二丁目、伏木串岡、伏木国分、伏木国分一丁目、伏木国分二丁目、伏木古府、伏木古府一丁目から伏木古府三丁目まで、伏木古府元町、伏木中央町、伏木錦町、伏木東一宮、伏木臥浦、伏木古国府、伏木本町、伏木万葉ふ頭、伏木湊町、伏木矢田、伏木矢田上町、伏木矢田新町、伏木港一円（小矢部川河口、両防波堤端を結ぶ一線から上流域城光寺橋下流側端までの水面）
太田警察官駐在所 高岡市太田	太田、西田、渋谷

	福岡町交番 高岡市福岡町下蓑新	福岡町赤丸、福岡町荒屋敷、福岡町一步二歩、福岡町江尻、福岡町大滝、福岡町大野、福岡町開葎、福岡町上蓑、福岡町木舟、福岡町小伊勢領、福岡町下老子、福岡町下蓑、福岡町下蓑新、福岡町西川原島、福岡町花尾、福岡町福岡、福岡町福岡新、福岡町本領、福岡町舞谷、福岡町蓑島、福岡町矢部
	西五位警察官駐在所 高岡市福岡町土屋	福岡町上田新、福岡町上野、福岡町上向田、福岡町加茂、福岡町小野、福岡町五位、福岡町西明寺、福岡町下向田、福岡町沢川、福岡町竹山新、福岡町土屋、福岡町栃丘、福岡町鳥倉、福岡町西、福岡町馬場、福岡町三日市
氷見警察署	中央交番 氷見市南大町	朝日本町、朝日丘、伊勢大町1～2丁目、地蔵町、南大町、本町、比美町、幸町、丸の内、中央町、北大町、栄町、稲積、間島、加納、鞍川、大野新、諏訪野、湖光
	藤奈美交番 氷見市上泉	島尾、宮田、上泉、下田子、上田子、小竹、柳田、窪、園、大浦新町（雇用促進住宅のみ。）、大浦（市営住宅のみ。）、矢田部、深原、布施、飯久保、十二町、中谷内、万尾、栗原、上久津呂、下久津呂、川尻、川崎、梅津、西朴木
	仏生寺警察官駐在所 氷見市仏生寺	仏生寺、惣領、鞍骨、堀田、大浦（市営住宅を除く。）、神代、矢方、大浦新町（雇用促進住宅を除く。）、蒲田、中島
	上庄警察官駐在所 氷見市泉	泉、七分一、上田、柿谷、大野、中尾、中村
	熊無警察官駐在所 氷見市谷屋	谷屋、論田、熊無、新保
	速川警察官駐在所 氷見市小久米	小久米、日詰、早借、小窪、三尾、床鍋、葛葉、日名田、田江、久目、触坂、桑院、岩瀬、棚懸、坪池、赤毛、老谷、見内
	碁石警察官駐在所 氷見市上余川	懸礼、上余川、余川、味川、吉懸、一芻、寺尾
	八代警察官駐在所 氷見市磯辺	磯辺、胡桃、角間、国見、小滝、針木、吉滝
	阿尾警察官駐在所 氷見市阿尾	阿尾、森寺、指崎、北八代、藪田、小杉、泊
	宇波警察官駐在所 氷見市宇波	大境、小境、脇方、宇波、白川、戸津宮、大窪、五十谷
女良警察官駐在所 氷見市中田	中田、中波、脇、長坂、平沢、吉岡、平、姿	

砺波警察署	直轄地域 砺波市春日町	新又、石丸、一番町、永福町、大門、大辻、表町、神島、木下、寿町、幸町、栄町、三郎丸、山王町、十年明、新栄町、新富町、杉木、千代、鷹栖出、高道、太郎丸、太郎丸一丁目から太郎丸三丁目まで、中央町、坪内、となみ町、中神、中村、鍋島、花園町、春日町、東幸町、広上町、深江、深江一丁目、平成町、平和町、堀内、本町、三島町、宮沢町、宮丸、宮村、矢木（矢木団地を除く。）、豊町一丁目、豊町二丁目、若草町
	鷹栖警察官駐在所 砺波市鷹栖	鷹栖
	東野尻警察官駐在所 砺波市苗加	苗加、野村島
	五鹿屋警察官駐在所 砺波市五郎丸	荒高屋、鹿島、五郎丸、五郎丸新、高堀、花島
	中野警察官駐在所 砺波市中野	上中野、新明、中野、畑野新
	庄東警察官駐在所 砺波市頼成	東、権正寺、茶ノ木、徳万、徳万新、中條、八十歩、東保、福山、三合、三合新、宮森、本小林、安川、八十島新、頼成（県民公園頼成の森及びその周辺の区域を除く。）
	庄西警察官駐在所 砺波市柳瀬	秋元、天野新、大窪、太田、下中条、庄中、千保、祖泉、東石丸、東開発、久泉、矢木（矢木団地に限る。）、柳瀬
	北部警察官駐在所 砺波市林	狐島、小島、小杉、下中、高波、西中、東中、林
	梅壇野警察官駐在所 砺波市福岡	浅谷、井栗谷、井栗谷新、池原、市谷、上和田、川内、五谷、塩浅、正権寺、芹谷、谷寺、坪野、寺尾、栃上、栃上新、東別所、東別所新、福岡、伏木谷、増山、三谷、宮新、宮森新、頼成（県民公園頼成の森及びその周辺の区域に限る。）、頼成新
	庄川警察官駐在所 砺波市庄川町青島	庄川町青島、庄川町筏、庄川町落シ、庄川町小牧、庄川町隠尾、庄川町金屋、庄川町五ヶ、庄川町示野、庄川町庄、庄川町高儀新、庄川町天正、庄川町二ツ屋、庄川町古上野、庄川町前山、庄川町三谷、庄川町名ヶ原、庄川町湯谷、庄川町湯山、庄川町横住
南砺警察署	直轄地域 南砺市荒木	荒木、小林、下野、神宮寺、高宮、天神の一部（雇用促進住宅及び市営住宅に限る。）、福光、福光新町
	石黒警察官駐在所 南砺市川西	遊部川原、和泉、岩木、岩安、開発、川西、小山、坂本、竹内、天神の一部（雇用促進住宅及び市営住宅を除く。）、中ノ江、八幡、法林寺、間谷新、松木（字大岩谷を除く。）、山本

西太美警察官駐在所 南砺市才川七	天池出、糸谷新、臼中、小院瀬見、香城寺、小坂、小二又、才川七、重安、祖谷、館、立野脇、綱掛、刀利、七曲、樋瀬戸、広谷、太美、太美館、吉見、米田、嫁兼、嫁兼新
東太美警察官駐在所 南砺市土生新	赤坂、天池、梅野、大塚、大西、竹林、立野原西、立野新、出村、殿、縄蔵、土生、土生新、林、山田、吉江野
北山田警察官駐在所 南砺市宗守	遊部、荒見崎、在房（字千福山、字石名坂及び字胡桃原を除く。）、梅原（字横平山を除く。）、鍛冶、神成（字長瀬を除く。）、一日市、高畠（字アシコロマイ、字上見山、字九郎兵衛原及び字足谷を除く。）、田中、徳成（字毀尾及び字長瀬を除く。）、利波河（字明光谷、字沖之割及び字城屋敷を除く。）、中筋新、東殿（字桐木、字横平及び字千福を除く。）、久戸（字笹尾山を除く。）、宗守（字駒糞を除く。）、宗守新、吉江中
南蟹谷警察官駐在所 南砺市砂子谷	小又、蔵原、砂子谷、高窪、土山、能美、人母、湯谷
城端交番 南砺市野田	在房（字千福山、字石名坂及び字胡桃原に限る。）、石田（字小山に限る。）、泉沢、井口（字小山に限る。）、上田、打尾、梅原（字横平山に限る。）、上見、大鋸屋、大窪、大沢新、大西新、大宮野、大宮野新、金戸、金戸新、神成（字長瀬に限る。）、上原、北野、経塚野、国広、国広新、是安、西明、示野（字雁沢及び字ポンポン野を除く。）、城端、新泉沢、瀬戸、千福、千福新、高畠（字アシコロマイ、字上見山、字九郎兵衛原及び字足谷に限る。）、田尻（字芦谷、字表谷字五平谷及び字南谷に限る。）、立野原東、田屋（字細沼、字正谷及び字柳谷に限る。）、塔尾、徳成（字毀尾及び字長瀬に限る。）、利波河（字明光谷、字沖之割及び字城屋敷に限る。）、中尾、中筋、西原、西山田新、野口、野田、野田新、信末、東殿（字桐木、字横平及び字千福に限る。）、東西原、久戸（字笹尾山に限る。）、細木、細野、正谷、蓑谷、宗守（字駒糞に限る。）、盛新、山田新、理休、林道
平警察官駐在所 南砺市下梨	相倉、猪谷（字湯谷平及び字五上段に限る。）、入谷、大崩山、大島、小原（字杉名畑に限る。）、籠渡、上梨、上松尾、来栖、小来栖、下出、下梨、城、障子倉、寿川、杉尾、祖山、高草嶺、田代、田向、渡原、中畑、梨谷、夏焼、東中江、見座
上平警察官駐在所 南砺市新屋	新屋、猪谷（字湯谷平及び字五上段を除く。）、打越、漆谷、小瀬、小原（字杉名畑を除く。）、皆葎、桂、上平細島、上中田、楮、下島、菅沼、田下、成出、西赤尾、東赤尾、真木、葎島

	井波幹部交番 南砺市坪野	安室、井波、井波軸屋、井波外一入会、井波外二入会、井波外四入会、井波外五入会、岩屋、大寺、金屋、北市、北川、三清東、清水明、示野（字雁沢及び字ポンポン野に限る。）、杉谷、専勝寺、高瀬、高屋、坪野、利屋、野能原、飛驒屋、藤橋、本町一丁目から本町四丁目まで、松島、山下、山斐、山見
	福野交番 南砺市福野	雨潜、池尻（字川向島に限る。）、石田（字小山を除く。）、岩武新、院林、上野、梅ヶ島、江田、大堀新、上川崎、上三日市、川除新、桐木、三清西、寺家、寺家新屋敷、柴田屋、下吉江、上津、新邸、高儀、高堀、田尻（字芦谷、字表谷、字五平谷及び字南谷を除く。）、田屋（字細沼、字正谷及び字柳谷を除く。）、長源寺、七村、年代、野新、苗島、野尻、野尻野、野尻野新、野原、晩田、晩田相木、東石田、百町、広安、福野、福野軸屋、二日町、布袋、本江、前田、松木（字大岩谷に限る。）、松原、松原新、三ツ屋、森、森清、やかた、焼野、安居、安清、八塚
	井口警察官駐在所 南砺市宮後	池田、池尻（字大牧谷、字尾巻谷、字小巻谷、字座尾、字中の口、字三尻谷及び字三ツ滝に限る。）、石田東石田入会、井口（字小山を除く。）、井口田屋、大野、上広安、川上中、久保、蛇喰、田屋川上中入会、東西原田屋入会、東西原外拾三入会、東西原外十ヶ村入会、宮後院瀬見、今里、大谷、沖、川原崎、五領、志観寺、清玄寺、谷、戸板、東城寺、連代寺
	利賀警察官駐在所 南砺市利賀村	利賀村、利賀村阿別当、利賀村阿別当坂上入会、利賀村新山、利賀村岩淵、利賀村上畠、利賀村大牧、利賀村大豆谷、利賀村押場、利賀村上百瀬、利賀村上百瀬百瀬川入会、利賀村北島、利賀村北原、利賀村北豆谷、利賀村栗当、利賀村坂上、利賀村下原、利賀村仙野原、利賀村草嶺、利賀村大勘場、利賀村大勘場水無入会、利賀村高沼、利賀村栃原、利賀村長崎、利賀村細島、利賀村水無、利賀村百瀬川
小 矢 部 警 察 署	直轄地域 小矢部市小矢部町	埴生、野端の一部、石坂、蓮沼、綾子、泉町、西町、今石動町、石動町、本町、観音町、城山町、八和町、畠中町、新富町、小矢部町、中央町、東福町、西福町、道林寺、長、今石動町1～2丁目、後谷の一部、芹川（通称東部産業団地及び隣接する小矢部川の中央から左岸にわたる区域（以下「東部産業団地の区域」という。）に限る。）、宇治新（東部産業団地の区域に限る。）、田川（東部産業団地の区域に限る。）、西中野（東部産業団地の区域に限る。）、
	南谷警察官駐在所 小矢部市安楽寺	後谷の一部、安楽寺、道坪野、谷坪野、論田、岩尾滝、峠、荒間、千石、嘉例谷、峯坪野、野端の一部、上野本

正得警察官駐在所 小矢部市道明	七社、五社、道明、水落、柳原、石名田、芹川（東部産業団地の区域を除く。）、宇治新（小矢部川の中央から右岸にわたる区域に限る。）、石王丸、岡、地崎、坂又、田川（小矢部川の中央から右岸にわたる区域に限る。）
宮島警察官駐在所 小矢部市横谷	二の滝、北屋敷、下屋敷、宮中、嶺、屋波牧、矢波、糠子島、岩崎、了輪、名ヶ滝、清原、原牧、別所滝、高坂、森屋、菅ヶ原、久利須、桜町、西中野（東部産業団地の区域を除く。）、六郎谷、横谷、宮須、法楽寺、田川（東部産業団地の区域及び小矢部川の中央から右岸にわたる区域を除く。）、宇治新（東部産業団地の区域及び小矢部川の中央から右岸にわたる区域を除く。）
北蟹谷警察官駐在所 小矢部市末友	棚田、末友、臼谷、内山、五郎丸、八伏、八講田、北一、松永、松尾
若林警察官駐在所 小矢部市西中	金屋本江、水牧、下中、西中、赤倉、下島、野寺、高木出、和沢、福上、鷺ヶ島、茄子島、小神、福久、島
津沢警察官駐在所 小矢部市津沢	津沢、津沢1丁目、清水、鴨島、興法寺、下川崎、蓑輪、清沢、岩武、戸久の一部
藪波警察官駐在所 小矢部市浅池	高木、浅池、安養寺、戸久の一部、藤森、名畑、平桜、小森谷、杉谷内、平田、渋江、矢水町、経田の一部
水島警察官駐在所 小矢部市水島	水島、下後畝、内御堂、胡麻島、経田の一部、西川原、西島、新西

別表第2（第17条関係）

警察署	名称・位置	警備区
黒部警察署	宇奈月温泉警備派出所 黒部市宇奈月温泉	内山財産区のうち鉾ヶ岳、烏帽子岳、音沢財産区のうち下の廊下及び黒部川流域沿いの支溪谷（音谷、弥太蔵谷、森石沢等）、黒部奥山国有林のうち僧ヶ岳、越中駒ヶ岳、清水岳、旭岳、杓子岳、鑓ヶ岳、不帰ノ嶮、唐松岳、大黒岳、白岳、五竜岳、鹿島槍ヶ岳
上市警察署	室堂警備派出所 中新川郡立山町芦峯寺	ブナ坂外第11国有林のうち立山、真砂岳、奥大日岳、雷鳥沢、室堂平、浄土山、地獄谷、天狗平、五色ヶ原
	劔沢警備派出所 中新川郡立山町芦峯寺	ブナ坂外第11国有林のうち別山、劔御前岳、劔岳、三の窓、仙人山、劔沢、真砂沢、二股
	馬場島警備派出所 中新川郡上市町伊折深谷	上市町伊折のうち馬場島、小又川、大熊山、東仙人外第9国有林のうち西大谷山、立山川、東大谷、早月尾根、池の谷、小窓尾根、大窓、白萩川、青砂外第30国有林のうち赤谷山、ブナクラ谷、猫又山、細蔵山
富山南警察署	富山空港警備派出所 富山市秋ヶ島	富山市秋ヶ島のうち富山空港の存する区域